

富士川町「朝市」出店要綱

開催日 毎月第2・第4日曜日 午前8時30分～午後1時00分

販売品目 農林産物 特産品 商店街取扱商品 軽飲食 フリーマーケット など

【例えば：有機野菜 マッサージ カフェ ハンドメイド雑貨 和風小物
ベーカリー スイーツ 占い 団体・企業のPR e t c】

※会場内での調理などがある場合、保健所で許可を受けている設備（キッチンカーなど）がある場合のみ出店できます。また、パン・おにぎりなどを販売する場合には製造許可を受けている調理施設で製造したもののみ販売できます。

販売方法 テント・ビニールシート等を使った対面販売

※塩の華「朝市」会場は、車両利用の販売はキッチンカーのみとなります。

【基本的には、テント・机等は出店者で用意して下さい】

農産物については産地表示をして販売してください。

※会場内に水道や電気の設備はありませんので、出店者で用意して下さい。

出店料 1区画 1,000円（原則、1人1区画）

※キッチンカーは、1台につき2,000円

区画面積 間口3m×奥行5m

募集対象 農林業者 商工業者 一般町民 各種団体 福祉施設【露天商は対象外とします】

出店申込 朝市開催日の5日前までに出店申込書を富士川町役場産業振興課に提出する。

その他

- (1) 食品衛生法により臨時飲食店営業の許可を必要とする場合は、出店者が行う。
- (2) 販売に必要な電源設備については、出店者会の許可を得て出店者が用意する。
- (3) 火気の使用及び危険物の持ち込みは、出店者会の許可を得て出店者の責任で行う。
- (4) 事故防止・責任

- ①会場の保全・管理・秩序、来場者の安全等に支障があると事務局が認めた場合は、必要な対策を要請し出店の取り消しを求める場合があり、またこの場合にかかる費用については、出店者の負担とする。
- ②販売行為にかかる安全管理については、すべて出店者の責任で行う。盗難・紛失・火災・損傷等については、主催者は一切責任を負わない。
- ③コピー商品など、法律に違反する物品や社会通念上ふさわしくないと出店者会が判断したものの販売は禁止する。
- ④出店において発生したゴミ、材料等は、出店者が責任をもって処理する。
- ⑤出店者の車（販売車を除く）は、指定駐車場に駐車する。
- ⑥出店名義の又貸し等は禁止する。
- ⑦出店者の責任を果たせない者は、以後の出店を認めないものとする。
- ⑧実行委員会が指定する駐車場に出店者は必ず駐車して下さい。
(会場内の駐車場又は、隣接する民有地へ駐車した場合は、以後の出店を認めません。)
- ⑨朝市終了時間の午後1時まで出店出来ない場合は、当日の出店をご遠慮下さい。

問い合わせ先 富士川町朝市実行委員会事務局(富士川町役場産業振興課内)

〒400-0592 富士川町天神中條 1134

TEL: 0556-22-7202 (直通) / FAX: 0556-22-5290 / mail: asaichi@town.fujikawa.lg.jp